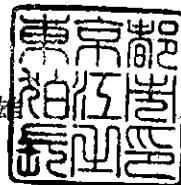


狛江市公示第**205**号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとることを命じたが、正当な理由なく従わないと認められたため、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成 30 年条例第 15 号）第 14 条第 1 項の規定により氏名等を公表する。

令和 5 年 8 月 9 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 命令に従わない者の住所及び氏名

住 所 東京都世田谷区太子堂三丁目 18 番 6 号  
氏 名 伊田 栄司

2 命令に係る特定空家等の所在地

所在地 東京都狛江市猪方三丁目 518 番地

3 命令の内容

- ・家屋を除却すること。家屋を除却しない場合は、建物の附属物等が落下しないよう補修し、耐震性が確保されるよう改修すること。
- ・高木、隣家や道路に越境している樹木等を撤去すること。樹木を撤去せず、剪定等により対応する場合は、事前に市担当者に連絡し、対応方法を協議すること。
- ・低木や草木等が繁茂しているため、剪定及び除草すること。
- ・敷地内に放置されているごみをすべて処分すること。